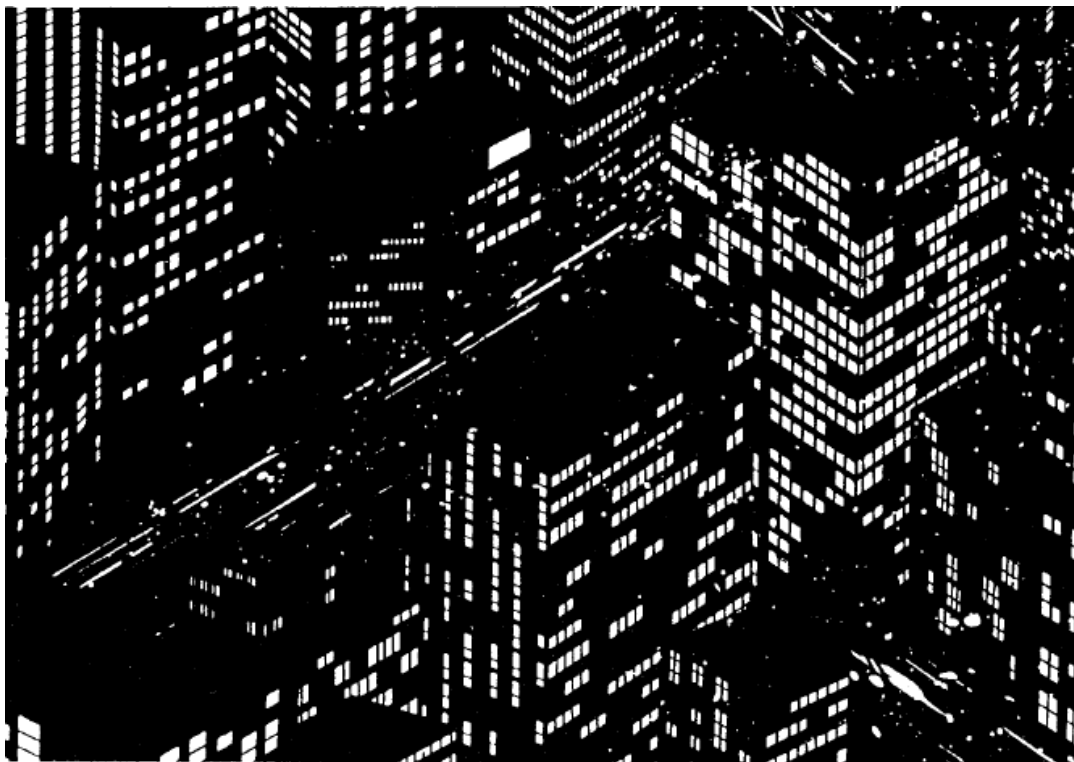


# 飲食店等営業

## のみなさまへ

深夜営業における営業は時間・音量  
等を守りましょう

営業騒音とは、カラオケ・有線放送・  
人声・エアコン・換気扇などの営業活  
動に伴って発生する騒音のことです



A SILENT NIGHT ...

# 午後11時以降のカラオケ禁止！

● 深夜における音響機器の使用の制限（県条例第63条）

飲食店・カラオケボックスなどにおいては、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置など音響機器の使用は禁止されています。

制限の内容	地域	尼崎市全域（商業地域、工業地域および工業専用地域を除く。）
	業種	設備を設けて客に飲食をさせる営業
	音響機器	カラオケ装置 電気蓄音機 磁気録音再生機 拡声装置 楽器
	使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで

ただし、音響機器などから発生する音が、防音措置を講ずることにより、営業を営む場所の外部に漏れない場合は除かれています。

音の大きさの例



# 音量(音の大きさ)にも基準があります。

## ● 騒音の規制基準（県条例第35条）

飲食店などは、事業場として工場と同様に、その敷地境界線上で、音の大きさの基準を守る必要があります。

(単位：デシベルA)

時間の区分 区域の区分	朝 夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	昼 間 午前8時から 午後6時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1・2種低層住居専用 地域	45	50	40
第1・2種中高層住居専 用地域、第1・2種住居 地域、準住居地域	50	60	45
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	60	65	50
工業地域、工業専用地域 の一部	70	70	60

ただし、学校、保育所、病院、特別養護老人ホームなど静穏な環境を必要とする施設の敷地の周囲50mの区域内にある事業場は、上記の数値から5デシベル減じた値。

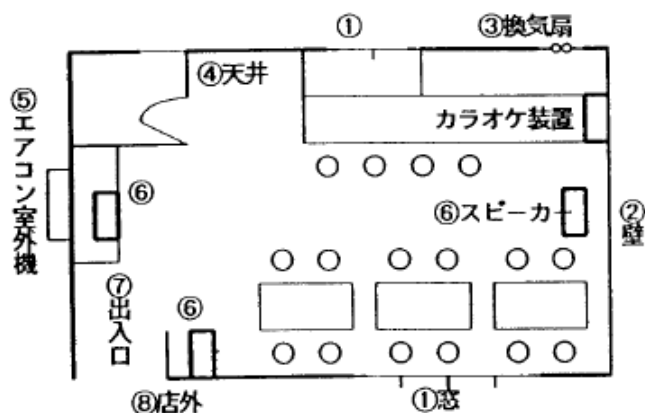
- 規制の対象となる騒音は、カラオケ装置、楽器、拡声装置など音響機器から発生する音声および音ですが、店舗の外での話し声、自動車のドアの開閉音、自動車のアイドリング音などでも苦情が寄せられているので注意してください。

※ 音の測定を希望する事業者の方には、騒音計を貸出していますので、公害対策課まで連絡してください。

デシベル（A）とは：音に対する人の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数の違いによる人の耳の感覚を加味して、デシベル（A）で表します。10デシベル小さくなれば、音は半減して聞こえます。

# 防音対策はご存じですか。

- 防音対策が必要になりましたら、次のポイントを参考にしてください。



- ① 窓〔二重にするか、つぶしてしまう〕
- ② 壁〔防音材を使う〕
- ③ 換気扇〔消音型にする〕
- ④ 天井〔防音材を使う〕
- ⑤ エアコン室外機〔防音対策をする〕
- ⑥ スピーカー〔音量出力の小さいものにする〕
- ⑦ 出入口〔二重構造にする〕
- ⑧ 店外〔大声で送り迎えをしない〕

- 効果のある防音材と減少できる音量のおおよそは、次のとおりです。（単位：デシベルA）

窓	アルミサッシ引き違い窓	20	壁	コンクリートブロック	40
	アルミサッシ二重窓	25～30		鉄筋コンクリート	45
換気扇	防音型	30	出入口	木製ドア	15～20

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

### 風俗営業の営業時間の制限（法第13条第1項）

風俗営業については、深夜（午前0時から日出時まで）の営業を禁止しています。

### 風俗営業及び深夜における飲食店営業の騒音の規制（法施行条例第6条）

これらの営業については、条例で定める数値以上の騒音を生じないようにすることとしています。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律については、警察署へ問い合わせください。

## 問い合わせ・連絡先

尼崎市経済環境局環境部環境保全課  
 （交通公害・騒音振動担当まで）  
 〒660-8501  
 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
 06-6489-6305